

平成19年10月9日

所 属 長

会津若松市長

平成20年度予算編成方針について（通知）

国においては、平成20年度予算を、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づく5年間の歳出改革の実現に向け、これを軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけており、その中で地方財政についても、国の歳出見直しと歩調をあわせ、地方財政計画の歳出を見直し、最大限の削減を行うこととしている。

この方針を踏まえて総務省が公表した「平成20年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、昨年度に引き続き、地方税の伸びを強めに見込んだうえで地方交付税を4.2%減（出口ベース）、地方交付税等の振替財源である臨時財政対策債等を15.5%減と見込むなど、地方財政は依然として厳しい状況が継続する見通しである。

また、本年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各自治体における財政の健全性については、今まで以上に厳しい財政指標への適合が求められるとともに、基準以上の団体に対しては早期の是正措置が求められることとなった。この新法の基準については、今後、国の政省令により示される予定であるが、平成20年度決算における指数から適用され、これに基づいた財政健全化が平成21年度から求められることとなるため、平成20年度予算については、新法の趣旨を踏まえた編成が迫られている。

本市においては、平成15年度から行財政再建プログラムに基づく徹底した行財政全般に渡る改革に取組むことにより、財政再建団体への転落を当面回避したところではあるが、国の地方税財政制度改革が進み、平成19年度には地方交付税が大きく落ち込むなど、本市における一般財源の確保については今後も厳しさが継続すると見込まれる中にあって、公債費負担の適正化など緊急に取り組むべき課題に加え、本年度以降の数年間は職員の退職と公債費の支出がピーク期となることなどから、歳出抑制への取組みを継続していく必要がある。

このような状況において、長期総合計画を推進し、新たな行政需要に適切に対応していくためには、自主財源を最大限に確保することはもとより、施策の重点化を図りながら、事務事業の優先順位づけを踏まえた「選択と集中」を推進していくことが不可欠であり、より効果的、効率的に施策の目的を達成するために、事務事業の整理・合理化や再編を進める必要がある。

従って、平成20年度においても、年間総額予算主義に沿った総枠配分方式による予算編成を行うこととするが、以上のような財政環境を十分認識するとともに、下記の事項に留意して予算編成作業を行うよう通知する。

記

第1 基本的な方針

(1) 行財政再建プログラム（最終報告書）を踏まえた予算編成

行財政再建プログラムによる改革の成果を今後も生かすため、最終報告書に定める行財政運営

の指針を踏まえるとともに、今後3年を目途に重点的に取り組む事項を着実に推進することとし、あわせて、現在策定中である中期財政見通しを踏まえた予算を編成し、歳入に見合う歳出構造を堅持するものである。

(2) 長期総合計画の方向性を踏まえた予算編成と事務事業のリニューアル

平成19年度からスタートした長期総合計画の新たな施策体系を踏まえつつ、計画の着実な実施に向け、事務事業の再編を進めるものとする。その際、費用対効果に最大限留意し、創意と工夫を以って、限られた財源のなかで市民満足度の最大化を目指すものである。

とりわけ、市民所得の向上につながる施策や将来の財政負担の軽減につながる施策などを中心に、戦略的に事務事業を再構築するとともに、その他の施策にかかる事務事業についても、固定的な概念やこれまでの手法にとらわれることなく、積極的にリニューアルを推進するものとする。

(3) 実質公債費比率の低減に向けた予算編成

本市財政の大きな課題のひとつである公債費に関し、その縮減を図るべく、市債残高のさらなる低減に向け新規市債発行を抑制することとしているが、実質公債費比率が基準値を超えていることから、新年度における市債発行についても、「公債費負担適正化計画」に基づき、起債対象事業を厳しく選別のうえ、発行額を抑制するものである。

第2 平成20年度の一般財源の見通しと配分額

平成20年度の一般財源の見通し及び人件費、公債費等に充当する一般財源を除いて各部局に配分する一般財源は、別表のとおりである。

平成20年度は退職手当および公債費が前年度を大幅に上回るところであり、これによる市民サービスへのしわ寄せを行わないため、一定額の財政調整基金等を活用することとしたものである。

この措置に加え、配分する一般財源は、現時点において最大限に見込んだうえで配分するものであり、配分枠を超える要求は原則として認めない方針である。

緊急性や費用対効果を十分精査し、事務事業の再構築や優先順位づけを行いながら、枠内での要求となるよう調整を行うものとする。

なお、今後、新法の基準や地方財政計画等が示された時点において、配分額を再調整する場合があるので、留意されたい。

第3 歳入確保及び歳出抑制に関する方針

(1) 歳入

市税等の徴収率の向上を推進するほか、新たな財源の確保も含め、あらゆる方策を講じて歳入の増加を図るものとする。

市債の発行については、実質公債費比率が基準値を超えていることから、「公債費負担適正化計画」に基づく抑制を図るものとする。

また、根拠法令等を踏まえた適正な見積りはもとより、国庫補助負担金の改革など国の動向を十分に注視し、遺漏のない見積りを行うものとする。

(2) 歳出

内部管理経費については、これまでの取り組みに引き続き、効率的な組織運営のもとに徹底した抑制を図るものである。

補助費等、扶助費については、財源が縮小していく中にあっても、行政が責任をもって行うべき基本的な事務事業を将来にわたって継続していけるよう、単独事業等の見直しを継続するとともに、将来の財政負担軽減に向けた取組みを推進する。

特別会計への繰出金は年々増加し、一般会計を極めて圧迫していることから、特別会計の予算編成にあたっては、経営の健全化、採算性の向上の視点から積極的に事業内容を見直し、繰出金の抑制を図るものとする。

投資的経費については、その主要財源たる市債の残高低減を図るため、引き続き抑制するが、とりわけ「公債費負担適正化計画」との整合を図るものとする。

その他の経費も含め、部局の徹底したマネジメントのもと、最大限のコスト縮減に取り組むこととし、新規事業や事業の拡充については、必要性、緊急性を十分に見極めたうえで、部局内の事務事業の再編成を行う中から、その財源を調達するものとする。

第4 予算編成に関する基本事項等

以上のほか、別に定める予算編成に関する基本事項等を踏まえ、予算の見積りにあたるものであること。

別表

単位：千円

① 平成20年度の一般財源見通し	30,576,673
② 人件費、公債費等充当一般財源	14,091,197
③ 配分総額 (①-②)	16,485,476
④ 各部局別一般財源配分額	
企画政策部	1,672,604
財務部	41,636
総務部	545,166
市民部	1,773,059
健康福祉部	6,545,658
観光商工部	310,829
農政部	324,430
建設部	3,460,264
会計課	5,388
監査事務局	1,184
議会事務局	40,657
選挙管理委員会	3,180
農業委員会	▲ 841
教育委員会	1,762,262